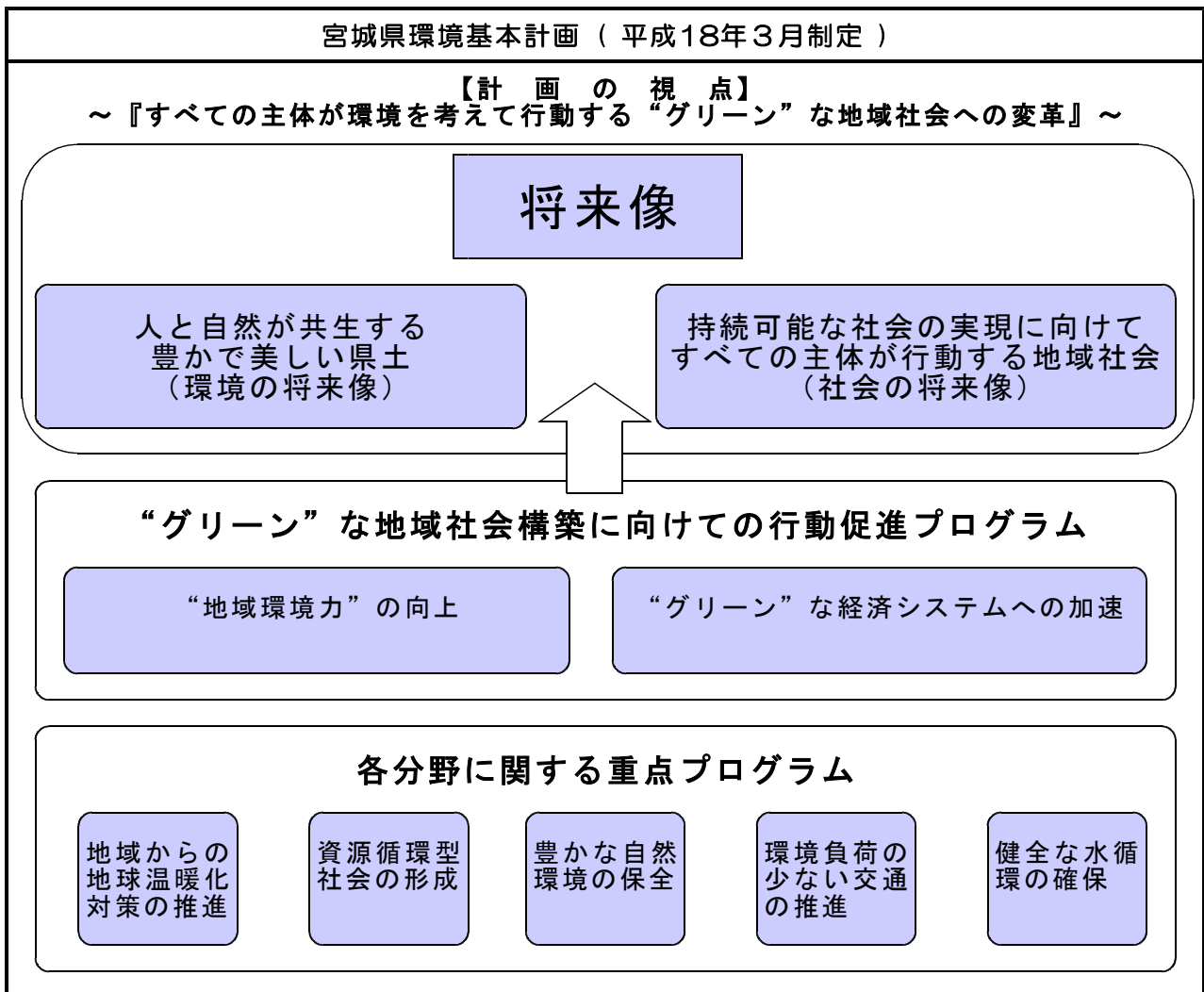
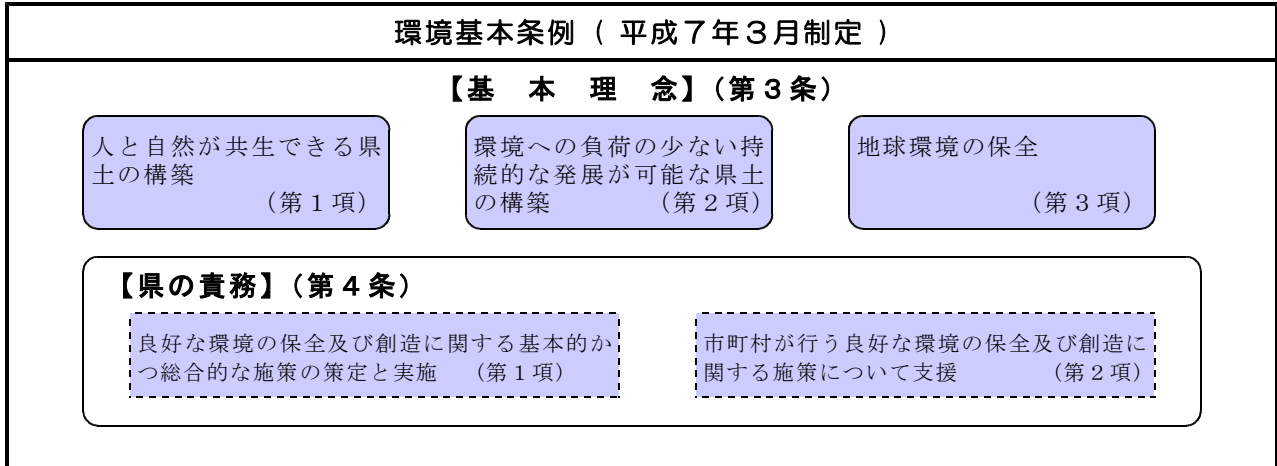


第1章 ひとりひとりが環境を考えて行動する“グリーン”な地域社会への変革に向けて

1 宮城県環境基本計画

県では、県土の良好な環境を保全・創造するため、各種施策を総合的・計画的に進めていく法的枠組として「環境基本条例」を制定しました。また、「環境基本条例」に基づき平成18年3月に「宮城県環境基本計画」を策定し、県土の目指すべき将来像である「人と自然が共生する豊かで美しい県土」と「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」の実現に向け、一層の改善を図る必要性の高い課題について、二つの基本的戦略（「“グリーン”な地域社会構築に向けての行動促進プログラム」と「各分野に関する重点プログラム」）を掲げ、取り組んでいます。



2 環境方針

平成18年3月に環境基本計画が策定されたことを受けて、県の組織が行う事務事業における環境保全に関する行動の基本理念である「環境方針」を策定しました。

県では、すべての組織・職員がこの方針に基づき事務事業を実施していきます。

環 境 方 針

1 基本理念

宮城は、恵み豊かな森と海、水量豊富な河川など、生物多様性に富んだ豊かな自然環境を有しており、先人はこの自然の恵みを持続的に利用して、自然と共生する地域固有の文化をはぐくんできました。

このような恵み豊かな県土を保全し、将来の世代に引き継いでいくため、県は、これまで努力を重ねてきました。

しかし、近年の大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済活動の飛躍的な進展は、物質的豊かさや便利さをもたらした反面、環境に大きな負荷を与え続けることになり、廃棄物の増大や不法投棄、自動車交通公害、身近な生物の生息環境の悪化などの様々な環境問題を顕在化させています。このことがひいては、地球温暖化に代表される地球規模の環境問題にまで至り、人類の生存基盤そのものをも危うくしています。

今、県に求められることは、このような地域の直面する問題を克服するとともに、持続可能な社会の実現に向け環境と社会や経済の良好な関係を構築していくことです。

そのため、県は、平成18年度から新たな環境基本計画をスタートさせ、職員一人一人の知恵と力を結集して、環境重視の県土づくりを推進します。また、大規模事業者としての立場から、環境に配慮して事務事業を実施します。

2 基本方針

(1) 環境基本計画の着実な推進

「人と自然が共生する豊かで美しい県土」と「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」の実現を目指して、環境施策を総合的に推進します。

(2) 事務事業における環境配慮の推進

ア 公共事業その他の事務事業の実施に当たっては、環境に関する法令を遵守することはもとより、環境汚染を予防し、環境への負荷を削減します。

イ 庁舎や施設におけるエネルギー消費量を削減するとともに、自然エネルギー等の導入を推進し、温室効果ガスの排出量を削減します。

ウ 物品を効率良く使用することなどにより資源の消費を抑制するとともに、廃棄物の分別を徹底して再資源化を推進します。

エ グリーン購入に積極的に取り組み、県の取引事業者に対しては、環境に配慮した製品・サービスの開発・提供や環境に配慮した経営を促します。

以上の取組を着実に推進するため、環境マネジメントシステムを県政運営に活用し、具体的な環境目的・目標を定め、実行し、点検するとともに、このシステムを定期的に見直し、継続的に改善します。また、環境目的・目標の達成状況は広く公開し、県民、NPO、事業者、市町村等の皆様の理解と協力を得るよう努めます。

平成18年4月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

3 環境保全活動に関する行動計画

～ 宮城県環境保全率先実行計画(第4期) ～

県は、行政機関であると同時に、経済活動の中での大規模な事業者かつ消費者であり、事務事業の実施にともなって、資源・エネルギーの消費や廃棄物の排出等、環境に少なからぬ負荷を与えていることから、環境に配慮した行動を率先して実行し、事務事業を行う際の環境負荷の低減を図っていくことが求められています。

このようなことから、県では、平成10年2月に「宮城県環境保全率先実行計画」を策定し、以降5年ごとに見直しを図りながら環境配慮の行動を推進してきました。

第3期の計画期間が終了したことにとともに、これまでの取組による成果と課題や平成22年4月から「エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正法（以下、「改正省エネ法」という。）」が施行されたことによる地球温暖化対策の強化を考慮して「宮城県環境保全率先実行計画（第4期）」を平成23年8月に策定しました。

県では、本計画に基づき今後も事務事業を行う際に、環境負荷の低減の推進を図ります。

1 基本方針

- (1) 「宮城県環境基本計画」に定めるその役割に基づき、事業者・消費者の立場から、自らの事務事業の中で環境に配慮した行動を率先して実行します。
- (2) 計画で重点的に取り組む項目について、目標を設定します。この目標は、第3期計画の実績を考慮して設定します。
- (3) 目標を達成するため、計画に定める環境配慮行動を、各職場、各職員の創意工夫により自主的・積極的に推進します。
- (4) 温室効果ガス排出量については、京都議定書の趣旨や近年の地球温暖化対策をめぐる情勢変化を踏まえ、自然エネルギー等の導入や省エネルギーの推進等により一層の削減に取り組みます。
- (5) 計画の推進に当たっては、行政サービスの低下や事務事業の非効率化が生じないよう配慮します。
- (6) 宮城県環境マネジメントシステムに基づいて計画の進行管理を行い、毎年、定期的の実績を点検評価し、必要な見直しを行います。
- (7) 計画の実績については、毎年、「環境レポート」として取りまとめ公表します。

2 重点的に推進する行動の内容

- (1) **省エネ法に基づく管理標準によるエネルギーの管理**
取組方針に基づき、各職場で管理標準に従ってエネルギー管理を徹底します。
なお、管理標準については、(2)の庁舎管理マニュアルの一部とします。
- (2) **庁舎管理のルール化の推進**
各庁舎管理者は庁舎管理マニュアルを策定し、省資源、省エネルギー、廃棄物の分別等に関する行動のルール化を図ります。
- (3) **ESCO事業の適切な運用**
ESCO事業については、平成18年度に実施した導入可能性調査結果を踏まえて導入を決定した施設の省エネルギー効果がより一層発揮されるよう適切な運用を図ります。
- (4) **自然エネルギー等の導入の推進**
「公共施設等への自然エネルギー等の導入指針」（平成18年3月制定）に基づき、公共施設等への自然エネルギー等の導入を積極的に推進します。
- (5) **グリーン購入の推進**
グリーン購入促進条例に基づき「グリーン購入基本方針」を策定し、この方針に基づき毎年度、グリーン購入推進計画を作成して取り組むことにより、グリーン購入の一層の推進を図ります。
- (6) **廃棄物の発生抑制の推進**
事業活動に伴い発生する廃棄物を抑制するため、物品購入における必要性の検討や使用済製品（商品）の再使用の徹底などにより、廃棄物の発生抑制を推進します。
- (7) **廃棄物の再資源化の推進**
古紙等の分別・再資源化を推進するため、地方機関の古紙等を部局単位や地域単位で回収する仕組みの構築などにより、廃棄物の再資源化を推進します。
- (8) **職員の教育・研修の充実**
職員の環境配慮意識を高めるため、環境配慮行動等に関する情報紙「率先行動通信」の発行や職員向け説明会を開催し、職員の教育・研修の充実を図ります。